

議案第16号

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

介護保険法施行規則が一部改正され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が緩和されたことに伴い、本市における当該基準についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 地域包括支援センターの人員に関する基準の緩和（第4条関係）

(1) 地域包括支援センターの職員の員数の特例

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員の員数について、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めるときは、常勤換算方法により配置基準を満たすことができることとする。

(2) センターにおける職種ごとの職員の配置の特例

(1)にかかわらず、委員会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき各職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ各職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、当該一のセンターは、各職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

公布の日